

伊賀市合併処理浄化槽設置整備事業補助金 交付申請の手引き

伊賀市上下水道部下水道課

申請様式等はこちらからダウンロードできます

◦ Web フォーム読み取り 2次元コード



[https:// www.city.iga.lg.jp/0000011740.html](https://www.city.iga.lg.jp/0000011740.html)

目 次

目次	2
I 補助対象地域	3
II 補助対象者	3
III 補助金額（限度額）	4
IV 転換加算補助金額（限度額）	6
V 浄化槽補助金申請に関する注意事項	7
VI 補助金の申請から交付までの流れ	9
VII 浄化槽設置工事の工程写真	15
VIII Q&A	19

伊賀市における合併処理浄化槽の計画的な整備を促進することにより、生活排水の排出による公共用水域の水質汚濁の防止を図るとともに、公衆衛生の向上および生活環境の保全に資するため、合併処理浄化槽を設置する方に予算の範囲内において補助金を交付します。

I 補助対象地域

対象区域は、次に掲げる区域を除く伊賀市内です。

- ① 公共下水道の事業計画区域（下水道の整備が7年以上見込まれない事業計画区域を除く）
- ② 農業集落排水事業の事業採択がなされた区域
- ③ 大型合併処理浄化槽を利用して共同処理される住宅団地等の区域（設置後30年を超え廃止が確定しているものを除く）

II 補助対象者

補助対象者は、次に掲げるものに該当する方です。

- ① 自らが居住する住宅に処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする伊賀市に住所を有する方（法人を除く）または実績報告書の提出時に伊賀市に転入したことを証する住民票の提出を確約する方（法人を除く）
- ② 自らが居住するために、建売の合併処理浄化槽付住宅を購入する伊賀市に住所を有する方（法人を除く）または実績報告書の提出時に伊賀市に転入したことを証する住民票の提出を確約する方（法人を除く）
※ 建売住宅建築業者が、事前に上下水道事業管理者と協議し、補助金の対象とする旨の回答があった合併処理浄化槽付住宅であること（補助対象とする旨の回答があった年度に限り対象）
- ③ 中心市街地区域において、店舗または店舗併用住宅に合併処理浄化槽を設置する伊賀市に住所を有する方（法人の場合は代表者）または実績報告書の提出時に伊賀市に転入したことを証する住民票の提出を確約する方（法人の場合は代表者）
- ④ 住宅団地等全体の汚水、雑排水を共同処理する大型合併処理浄化槽（設置後30年を超え廃止が確定しているもの）に排水が接続された専用住宅に、集中浄化槽の使用を廃止し個別に合併処理浄化槽を設置する伊賀市に住所を有する方（法人を除く）または実績報告書の提出時に伊賀市に転入したことを証する住民票の提出を確約する方（法人を除く）

ただし、次に掲げるものに該当する方は補助金の対象となりません。

- ① 浄化槽法第5条第1項に規定する届出または建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する方
- ② 補助金の交付申請をした年度の3月15日までに、実績報告書の提出ができない方
- ③ 交付申請書提出時に伊賀市に住所を有しておらず、実績報告書に伊賀市に転入したことを証す住民票を添付することを確約した方で、伊賀市に転入しない方
- ④ 賃貸を目的とした集合住宅に合併処理浄化槽を設置する方
- ⑤ 別荘に合併処理浄化槽を設置する方
- ⑥ 建売住宅建築業者

- ⑦ 住宅の賃借が行われている場合において、貸主の承諾を得ないで合併処理浄化槽を設置する方
- ⑧ 設置後30年を超えない合併処理浄化槽を更新する方および家屋の建替えに伴い合併処理浄化槽を更新する方
- ⑨ 三重県知事の浄化槽工事業者登録を受けた浄化槽工事業者によらず合併処理浄化槽を設置する方

Ⅲ 補助金額(限度額)

補助金の額は予算で定める範囲内において次の①～⑥に掲げる額となります。各費用の額は別表に定める額を限度とし1,000円未満の端数があるときはこの端数を切り捨てた額となります。

- ① 住宅の単独処理浄化槽を廃止し合併処理浄化槽を設置する場合で、家屋の建替えを伴わないとき、次の費用の合計額
 - ア 合併処理浄化槽の取得および設置に要する費用（流入、放流に係る管渠および柵に係る費用を除く。以下同じ。）
 - イ 単独処理浄化槽の撤去（清掃および消毒を実施し、既設の単独処理浄化槽本体を全て掘り起こし、適切に産業廃棄物処理を行うこと。以下同じ）に要する費用
 - ウ 配管工事（便所、台所、洗面所、風呂等から合併処理浄化槽への流入管、柵および合併処理浄化槽からの処理水を敷地外に排出させるために必要な放流管の設置。以下同じ。）に要する費用
- ② 住宅の単独処理浄化槽を廃止し合併処理浄化槽を設置する場合で、家屋の建替えを伴うとき、次の費用の合計額
 - ア 合併処理浄化槽の取得および設置に要する費用
 - イ 単独処理浄化槽の撤去に要する費用
- ③ 住宅のくみ取便所の使用を廃止し合併処理浄化槽を設置する場合で、家屋の建替えを伴わないとき、次の費用の合計額
 - ア 合併処理浄化槽の取得および設置に要する費用
 - イ くみ取槽の撤去（清掃および消毒を実施し、既存のくみ取槽を全て掘り起こし、適切に産業廃棄物処理を行うこと。以下同じ）に要する費用
 - ウ 配管工事に要する費用
- ④ 住宅のくみ取便所の使用を廃止し合併処理浄化槽を設置する場合で、家屋の建替えを伴うとき、次の費用の合計額
 - ア 合併処理浄化槽の取得および設置に要する費用
 - イ くみ取槽の撤去（清掃および消毒を実施し、既存のくみ取槽を全て掘り起こし、適切に産業廃棄物処理を行うこと。以下同じ）に要する費用
- ⑤ 専用住宅の新築等に伴い合併処理浄化槽を設置する場合または合併処理浄化槽付住宅を取得する場合若しくは設置後30年を超える合併処理浄化槽を更新する場合
合併処理浄化槽の取得および設置に要する費用
- ⑥ 既存の店舗または店舗併用住宅の単独処理浄化槽もしくはくみ取便所の使用を廃止し合併処理浄化槽を設置する場合

合併処理浄化槽の取得および設置に要する費用

⑦ 店舗または店舗併用住宅の新築等に伴い、合併処理浄化槽を設置する場合

合併処理浄化槽の取得および設置に要する費用

⑧ 大型合併処理浄化槽の使用を廃止し個別に合併処理浄化槽を設置する場合

合併処理浄化槽の取得および設置に要する費用

別表

区分			限度額			
			設置する浄化槽の処理対象人員	浄化槽の取得および設置に要する費用	単独処理浄化槽の撤去又はくみ取槽の撤去に要する費用	配管工事に要する費用
専用住宅	単独処理浄化槽を廃止し合併処理浄化槽を設置する場合	家屋の建替えを伴わないとき	5人	332,000円	120,000円	60,000円
			6～7人	414,000円	120,000円	60,000円
			8～10人	548,000円	120,000円	60,000円
		家屋の建替えを伴うとき	5人	332,000円	120,000円	—
			6～7人	414,000円	120,000円	—
			8～10人	548,000円	120,000円	—
	くみ取便所を廃止し合併処理浄化槽を設置する場合	家屋の建替えを伴わないとき	5人	332,000円	90,000円	60,000円
			6～7人	414,000円	90,000円	60,000円
			8～10人	548,000円	90,000円	60,000円
		家屋の建替えを伴うとき	5人	332,000円	90,000円	—
			6～7人	414,000円	90,000円	—
			8～10人	548,000円	90,000円	—
	・家屋の新築等に伴い合併処理浄化槽を設置する場合又は合併処理浄化槽を更新する場合 ・合併処理雄浄化槽付住宅を取得する場合 ・住宅団地等において汚水、雑排水を共同処理する大型合併処理浄化槽の使用を廃止し、個別に合併処理浄化槽を設置する場合		5人	219,000円	—	—
			6～7人	273,000円	—	—
8～10人			362,000円	—	—	

店舗等	既存の店舗または店舗併用住宅の単独処理浄化槽またはくみ取便所を廃止し、合併処理浄化槽を設置する場合	5人	332,000円	—	—
		6～7人	414,000円	—	—
		8～10人	548,000円	—	—
		11～20人	939,000円	—	—
		21～30人	1,472,000円	—	—
		31～50人	2,037,000円	—	—
		51人～	2,326,000円	—	—
	店舗または店舗併用住宅を新築し、合併処理浄化槽を設置する場合	5人	219,000円	—	—
		6～7人	273,000円	—	—
		8～10人	362,000円	—	—
		11～20人	620,000円	—	—
		21～30人	972,000円	—	—
		31～50人	1,344,000円	—	—
		51人～	1,535,000円	—	—

撤去費用・・・単独処理浄化槽またはくみ取槽の完全撤去（清掃および消毒を実施し、既設の単独処理浄化槽本体またはくみ取槽を全て掘り起こし、適切に産業廃棄物処理を行う）に要する費用

※一部分が埋め戻された場合などは補助の対象となりません。

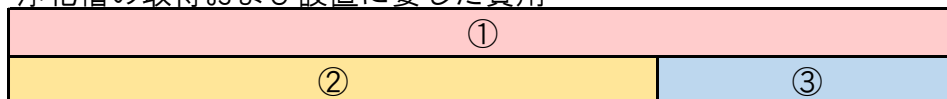
配管費用・・・生活排水を合併処理浄化槽に流入させるために必要な管、柵および合併処理浄化槽の処理水を敷地外に排出させるために必要な管を設置するための工事費用

IV 転換加算補助金額(限度額)

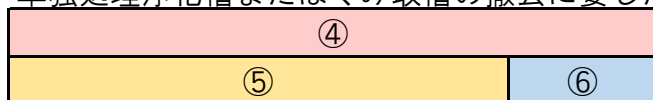
令和4年度から令和8年度までの間に限り、単独処理浄化槽またはくみ取便所の使用を廃止し、合併処理浄化槽を設置する場合、Ⅲの金額に最大200,000円を加算します。ただし、Ⅲで算出した金額と、その算出の基礎となる工事費用の合計額との差額が200,000円未満の場合は、その差額を加算します。なお、1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額となります。

区 分	転換加算補助金限度額
単独処理浄化槽またはくみ取便所の使用を廃止し、合併処理浄化槽を設置する場合	200,000円

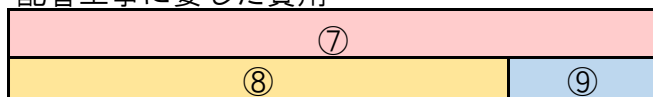
浄化槽の取得および設置に要した費用



単独処理浄化槽またはくみ取槽の撤去に要した費用



配管工事に要した費用



①、④、⑦ は実際にかかった補助対象となる工事の費用

②、⑤、⑧ は補助金の額

③、⑥、⑨ は工事費と補助金の差額

③.⑥.⑨の合計金額が200,000円に満たない場合は③.⑥.⑨の合計金額が転換加算補助金となります。

V 浄化槽補助金申請に関する注意事項

○補助金申請について

- ・ 申請地が補助対象地域であることを確認してください。
- ・ 申請は年度内（3月15日）までに実績報告書の提出が可能であることを確認してから行ってください。
- ・ 申請は浄化槽設置工事着工前に余裕をもって行ってください。申請書の受付から交付決定通知の発送まで10日前後かかります。工期等をよく打ち合わせし、無理のないスケジュールで補助金の交付申請を行ってください。
- ・ 工事費内訳書・工事費明細書の内容がわかる見積書を添付してください。

※ 補助金交付決定前に着工されている場合は補助対象となりません。また、交付決定前に既存の単独処理浄化槽やくみ取槽の撤去工事を行った場合は、合併処理浄化槽への切替えではなく新規設置となります。また、申請書受理後に、申請場所の確認等を行うことがあります。

- ・ 付近見取図は住宅周辺の状況がわかるようにしてください。（目印となる施設の記載等）
- ・ 配置図・平面図には浄化槽の位置のほか、配管経路等についても正確に記載してください。
- ・ 新築する家屋に転居予定の場合は、申請時の住所における排水処理状況を記した内容確認書を提出してください。（市外から転入予定の場合は不要）
- ・ 浄化槽設置届出書または浄化槽調書に記載されている浄化槽設置者が複数名の場合は、委任状が必要となります。

○補助事業の変更について

- ・ 事業内容に変更(配置、機種、浄化槽設備士の変更等)がある場合は、速やかに変更承認申請を行い、事前に承認を受けてください。

○実績報告書

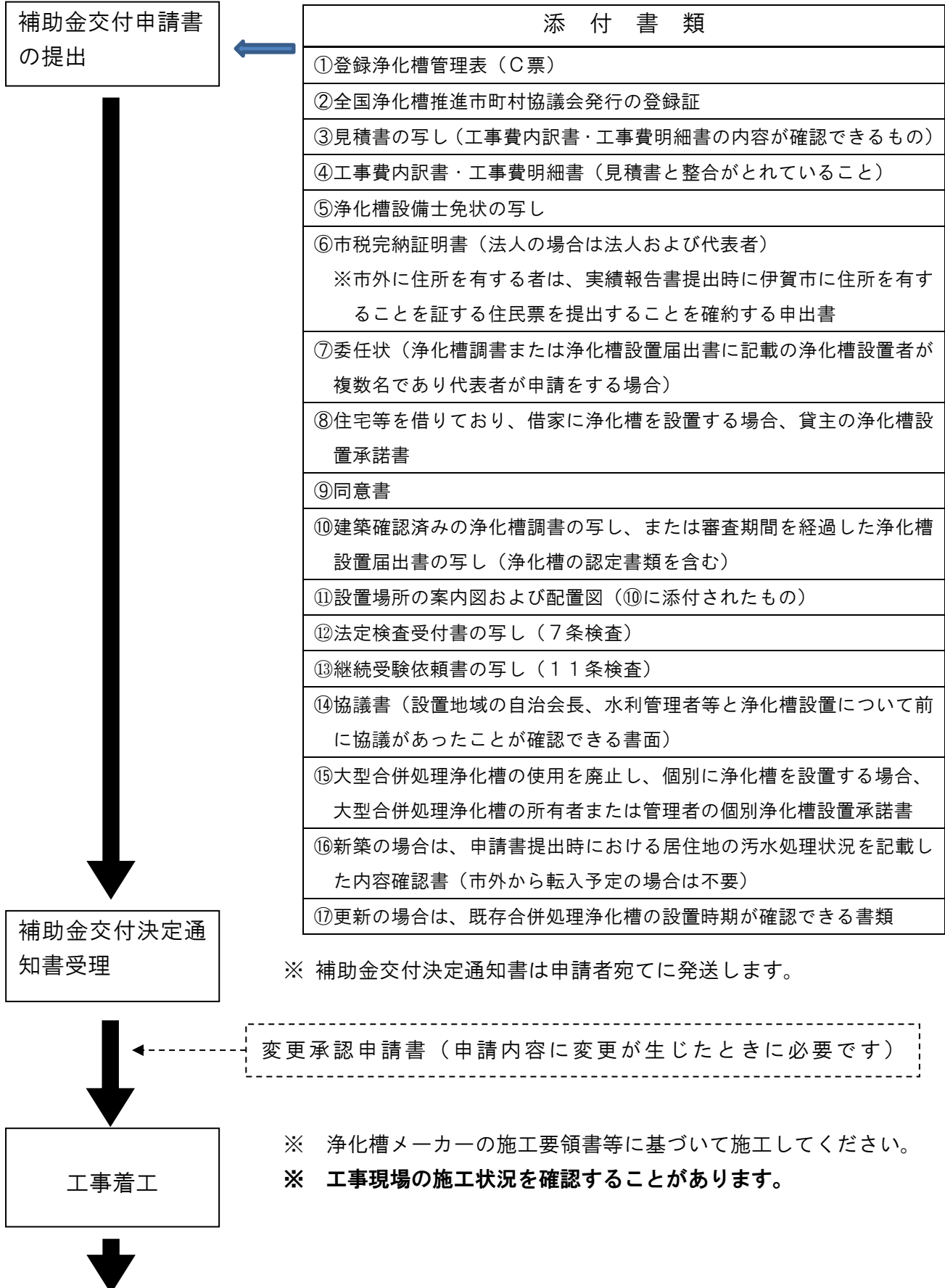
- ・ 事業完了後1ヶ月以内または3月15日のいずれか早い日までに提出してください。補助金交付決定の年度内に実績報告書が提出されないと、補助金が受けられなくなります。
- ・ 事業完了年月日は、工事が終わり工事費の支払いも全て完了した後の日付になりますので、工事費領収日・同内訳書等の日付と事業完了年月日との整合をとってください。
- ・ 浄化槽設置場所と現住所が相違する場合、実績報告書の申請者の住所は異動後の住所で提出してください。
- ・ **請求書には、(振込先金融機関名、支店名、口座名義、口座番号がわかる通帳の写しを添付)してください。**

重要事項

- ・ 申請代行するときは申請者に対し、補助金手続きの流れや保守点検、清掃、法定検査等の適正管理等を必ず説明し、了承を得たうえで手続きを進めてください。
 - ※ 申請者が内容等を理解せずに補助金を受給することは、補助制度の趣旨や浄化槽の適正管理等において重大な問題となります。適正な維持管理は補助金受給にかかる重要な要件であるため、申請手続きにあたっては申請者に十分ご理解いただいたうえで進めてください。
- ・ 申請時に放流協議書を添付してください。排水の放流に関してトラブルになった際、**自己責任で対応していただきます。**
- ・ 住宅団地等の大型合併処理浄化槽の使用を廃止し、個別に合併処理浄化槽を設置する場合は、大型合併処理浄化槽の所有者または管理者の個別合併処理浄化槽設置承諾書を申請書に添付してください。
- ・ 補助金申請の受付は先着順です。年度途中であっても予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。
- ・ 申請書には工事費内訳書および工事費明細書の内容が確認できる見積書を添付してください。
- ・ 補助金には、国の交付金も含まれているため、会計検査院の検査対象事業となります。従って、実績報告書を受理した後に、現地検査を行います。

VI 補助金の申請から交付までの流れ

必ず浄化槽工事の着工前に申請してください。



実績報告書提出



現地確認



補助金交付額の
確定



補助金の請求
※請求者と補助金の
受取口座名義が異な
る場合は、補助金受
取委任状を提出して
ください。



補助金の支払い

事業完了後（工事費用の支払いを含む）1ヶ月以内または3月15日までのいずれか早い日までに提出してください。

新築等	単 ↓ 合	汲 ↓ 合	添 付 書 類
○	○	○	①浄化槽設備士によるチェックリスト
○	○	○	②浄化槽工事に係る領収書の写し
○	○	○	③工事費内訳書・工事費明細書
○	○	○	④浄化槽保守点検業者および浄化槽清掃業者との維持管理業務委託契約書の写し
○	○	○	⑤浄化槽設置工事の状況を示す写真（工事写真台帳） ・浄化槽設備士が実地に監督していることを証す写真 ・基礎工事の状況を示す写真 ・浄化槽本体の写真 ・据付工事の状況を示す写真 ・かさ上げの状況を示す写真 ・上部スラブ工事を示す写真 ・フロア設置状況を示す写真
-	○	○	⑥単独処理浄化槽またはくみ取便所の廃止工事の状況を示す写真（工事写真台帳）
-	○	○	⑦配管工事の状況を示す写真（工事写真台帳）
-	○	-	⑧浄化槽使用廃止届出書の写し
-	○	○	⑨産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し
-	○	○	⑩単独処理浄化槽又はくみ取槽の清掃実施が確認できる書類
△	△	△	⑪住民票（申請書提出時に伊賀市外に住所を有していた場合）
○	○	○	請求書（振込先金融機関名、支店名、口座名義、口座番号がわかる通帳の写しを添付）

○：必要 △：場合によって必要 -：不要

〈見積書の写しおよび工事費用領収書の写しに添付する工事費内訳書・工事費明細書について〉

次の項目を明記して内訳書・明細書を作成してください。（次頁記載例参照）

- ① 【浄化槽本体設置の工事費用】 浄化槽本体費、掘削工事費、基礎工事費、据付工事費、水張り・埋め戻し工事費、上部スラブ工事費等、浄化槽本体設置に係る工事費
- ② 【単独処理浄化槽またはくみ取便槽の撤去にかかる費用】 撤去・埋め戻し費、清掃・消毒費、産業廃棄物処分費等、撤去工事にかかる費用
- ③ 【配管工事費用】 部材費、流入管、放流管、柵設置工事にかかる費用

※ 工事費明細書の内容が確認できる見積書を添付してください。

工事費内訳書

	工事の種類	金額	備考
補助対象事業	浄化槽設置工事	●●●●	浄化槽本体費用、設置工事費用（付帯設備費（送風機、ポンプ等の最低限の機器類）を含む） ※浄化槽設置工事費明細書を添付
	諸経費	○○○○	
	小計（税込） a	○○○○	
	単独処理浄化槽またはくみ取槽撤去工事	▲▲▲▲	既設の単独処理浄化槽又はくみ取槽を撤去する場合で、清掃・消毒費及び処分費を含む ※単独処理浄化槽・くみ取槽撤去費明細書を添付
	諸経費	△△△△	
	小計（税込） b	△△△△	
	配管工事	■●●●	転換の場合で浄化槽への流入管、柵及び浄化槽からの放流管の部材及び設置工事費 ※配管工事費明細書を添付
	諸経費	□□□□	
	小計（税込） c	□□□□	
	補助対象事業費計 d (a+b+c)	××××	
補助対象以外	書類作成費用	○○○○	
	申請手続費用	△△△△	
	洋式トイレ	□□□□	
		補助対象以外事業費計（税込） e	××××
工事費計 f (d+e)		××××	見積書（領収書）の金額と一致すること
申請者確認		施工業者	
○○年○○月○○日		○○年○○月○○日	
住所	伊賀市○○○○町 ○○○	施工業者名	○○○○○
氏名	○○ ○○	代表者名	○○ ○○
		電話	○○○○ (○○) ○○○○

※各工事費明細書の内容が確認できる見積書を添付してください。

浄化槽設置工事費明細書

記載例

工種	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
浄化槽本体	〇〇-〇〇	1	基	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
掘削工事		1	式	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
基礎工事		1	式	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
据付工事		1	式	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
水張り・埋め戻し 工事		1	式	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
上部スラブ工事		1	式	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
フロア設置工事		1	式	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
合計					●●●●	工事費内訳書の浄化槽設置工事金額と一致すること

見積書で内容が確認できること。

配管工事費明細書

記載例

工種	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
流入管設置工事		1	式	□□□□	□□□□	
放流管設置工事		1	式	□□□□	□□□□	
塩ビインパート樹		□	組	□□□□	□□□□	
塩ビ管	VUΦ75	□□	m	□□□□	□□□□	
塩ビ管	VUΦ100	□□	m	□□□□	□□□□	
合計					■ ■ ■ ■	工事費内訳書の浄化槽設置工事金額と一致すること

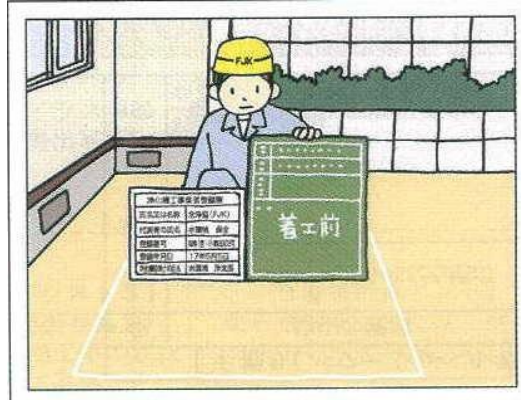
見積書で内容が確認できること。

VII 浄化槽設置工事の工程写真

※ 工事の安全管理上、工事関係者は必ずヘルメットを着用してください。

工程別写真

【写真 1】浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真



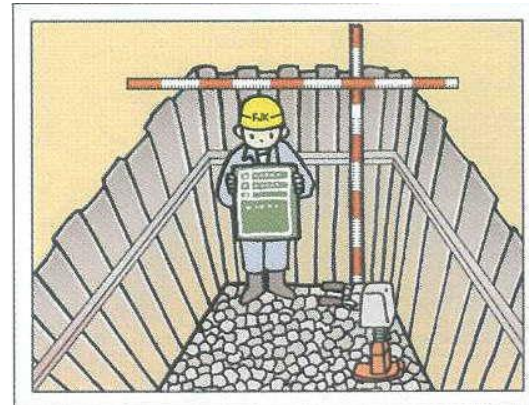
写真例

撮影のポイント

- ・ 浄化槽設備士が実地作業に当たっていること
- ・ 浄化槽設備士が正面を向き、標識看板を掲げて、周辺状況がわかるように撮影すること

【写真 2】基礎工事の状況を示す写真

(写真 2-1) 栗石地業および突き固めの写真



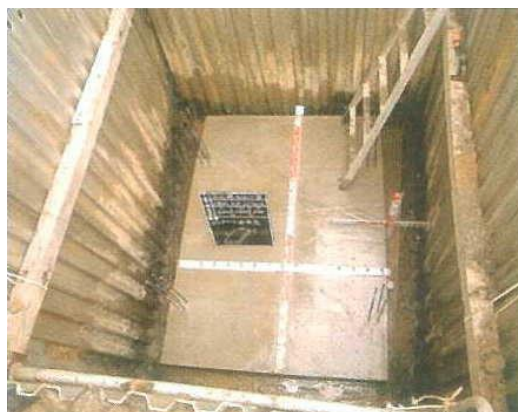
- ・ 突き固めの写真は、締め固め作業に使ったつき棒やランマー等の突き固めに使用した道具も撮影すること

(写真 2-2) 基礎コンクリートの配筋状況を示す写真



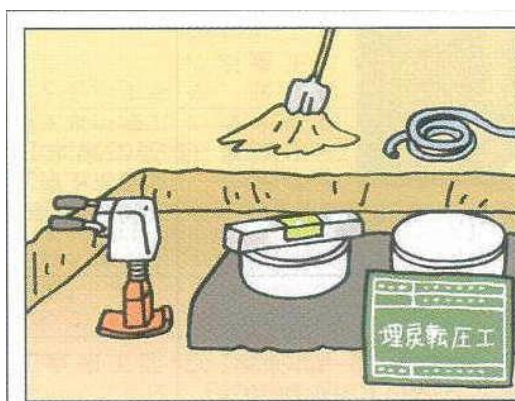




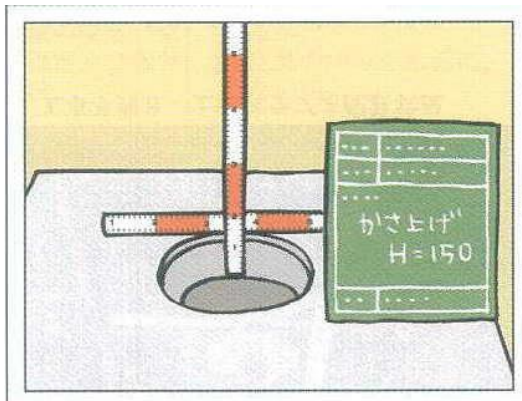


- ・ 配筋の状況が確認できると

(写真 2-3) 基礎コンクリートの設置状況を示す写真



- ・ コンクリートの打設厚がわかるようスケールとともに撮影すること
- ※PC板を使用する場合、工事に使用したPC板の厚みがわかるようスケールとともに撮影すること

<p>【写真 3】 浄化槽本体 の写真</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・埋設前に申請どおりのメーカー・形式・人槽であることが分かるように、浄化槽本体の全体を撮影すること
<p>【写真 4】 据付工事の 状況を示す写真 (写真 4-1) 水張りの 状況を示す写真</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・埋め戻しの前に水張りを行っているか確認できるように撮影すること
<p>(写真 4-2) 埋め戻し 作業の状況を示す写真</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・水張りを行い、本体の水平を確認しつつ埋め戻しの作業を実際に作業員が行っていることが分かるよう撮影すること(水をまいている場面等)。
<p>【写真 5】 上部スラブ 工事を示す写真 (写真 5-1) 上部スラ ブコンクリートの配筋 状況を示す写真</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・スラブ配筋の写真は特に重要であるため確実に写真撮影し、実績報告書に添付すること ・スラブ配筋には、鉄筋のかぶりを保つようスペーサーを設置すること

<p>(写真 5-2) 上部スラブコンクリート状況を示す写真</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートの深さがわかるスケールとともに撮影すること
<p>【写真 6】かさ上げの状況を示す写真</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・バルブ上端からマンホール蓋までの距離が分かるように、スケールを当て、保守点検時に確実に手が届く様かさ上げ高さがおおむね 30 cm以内であることが確認できる状態を撮影すること
<p>【写真 7】フロア設置状況を示す写真</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ブロウ、屋外用コンセント、アース工事および送気管とブロウ本体の接続状況がはっきりと確認できるように撮影すること
<p>【写真 8】工事完了の写真</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・残土の処分や工事の後片付け等、工事が終了している状況が確認できるように撮影すること

転換の状況を示す写真（単独処理浄化槽またはくみ取便槽からの転換の場合に添付）

工程別写真	写真例	撮影のポイント
<p>【写真 1】工事前の設置状況を示す写真</p>		<p>・単独処理浄化槽の上部スラブやくみ取便槽のマンホール等の状況</p>
<p>【写真 2】解体または掘り起こし作業の状況を示す写真</p>		<p>・掘削して取り出している状況が確認できるもの（取り出した浄化槽については、原型をとどめているかどうかは問わない）</p>
<p>【写真 3】完全撤去されたことを示す写真</p>		<p>・埋設されていたところに、何も残っていない状況が確認できるもの（周辺状況がわかるよう撮影すること）</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・着工前の写真と対比できるように周辺状況がわかるように撮影すること
<p>【写真 4】配管工事の状況を示す写真</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・台所、風呂、トイレ等から浄化槽へ流入する配管および浄化槽から放流する配管の施工状況が確認できること ・敷地内の柵の設置状況が確認できること

VIII Q&A

Q1. 家屋を取り壊して同一敷地内に新築する場合は補助金の対象になりますか？

A1. 既存家屋で単独処理浄化槽やくみ取便所を使用していた場合、補助金の対象です。既存家屋で合併処理浄化槽を使用していた場合は、補助金の対象外となります。

Q2. 既設の合併処理浄化槽が破損したので新しいものに入れ替えます。補助金の対象となりますか？

A2. 合併処理浄化槽の入れ替えは補助金の対象外です。

Q3. 実績報告書は年度をまたいで提出してもいいですか？

A3. 補助金申請した年度の3月15日までに実績報告書を提出してください。

Q4. 母屋と離れにそれぞれ単独処理浄化槽が設置されています。合併処理浄化槽を1基設置して母屋と離れ両方の排水を全て処理する予定ですが、単独処理浄化槽は2基撤去するので、2基分の撤去費用が補助されるのですか？

A4. 合併処理浄化槽1基の設置に対して2基以上の単独処理浄化槽を撤去した場合でも、撤去費用は1基分（上限90,000円）となります。

Q5. 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを考えていますが、諸事情により単独処理浄化槽の一部が撤去できない場合、撤去費用は補助されますか？

A5. 単独処理浄化槽を完全撤去しない場合、撤去費用は補助対象となりません。

Q6. 現在居住している家屋に合併処理浄化槽を設置する予定ですが、建物の延べ床面積から処理対象人員を算定したところ7人槽の合併処理浄化槽が必要です。しかし、将来増築を計画しているため10人槽の合併処理浄化槽を設置しようと考えています。補助金は10人槽設置の金額となりますか？

A6. 補助金額は、合併処理浄化槽の人員算定基準に基づき算定された処理対象人員に応じた額となりますので、将来の増築を見据え10人槽を設置されても、補助金は7人槽の金額となります。

Q7. 伊賀市内に住宅を新築し、転入を予定しています。伊賀市外に住んでいても補助金の対象となりますか？

A7. 伊賀市に住所を有する方が補助の対象です。ただし、転入予定の方で補助金交付申請書の添付書類として、実績報告書提出時に伊賀市に転入したことを証する住民票を提出することを確約する申出書を提出することで補助の対象となります。また、伊賀市に転入せず住民票を提出できない場合には、補助金申請されていても補助を受けることはできません。

Q8. 空き家となった実家を取り壊して更地とするため、埋設されていた単独処理浄化槽を撤去します。単独処理浄化槽の撤去費用は補助金の対象となりますか？

A8. 単独処理浄化槽の撤去費用は、合併処理浄化槽の設置に伴うものでなければ補助金の対象となりません。

Q9. 中心市街地区域外の店舗併用住宅に合併処理浄化槽を設置する予定です。補助金の対象になりますか？

A9. 建物の延べ床面積の2分の1以上が住居部分で、処理対象人員が10人以下の合併処理浄化槽を設置する場合は、別表の専用住宅の区分で補助金の対象となります。しかし、住居部分の延べ床面積が建物の延べ床面積の2分の1に満たない場合や、処理対象人員が10人を超える合併処理浄化槽を設置する場合には補助金の対象となりません。

Q10. 中心市街地区域内で、建物の延べ床面積の2分の1以上が住居部分の店舗併用住宅に合併処理浄化槽を設置します。補助金の対象になりますか？

A10. 設置する合併処理浄化槽の処理対象人員が10人以下の場合、別表の専用住宅の区分で補助金の対象となります。また、設置する合併処理浄化槽の処理対象人員が10人を超える場合は、別表の店舗等の区分で補助金の対象となります。

Q11. 住宅団地の集中浄化槽が改築等していた場合、経過年数はどのように数えますか？

A11. 住宅団地の集中浄化槽を設置後に改築等をしている場合、当初に施設が設置された時期から経過年数を算定します。